

カリフォルニア州コミュニティ・カレッジの理念

—— その形成と現代的諸問題 ——

三 浦 嘉 久

序

カリフォルニア州では、1907年にコミュニティ・カレッジの前身である短期大学(Junior College)の発足が公的に認められ、最初の公立短期大学が1910年にフレズノに設立された。カリフォルニア州は短期大学の制度をとり入れた最初の州というわけではなかったが、しかしその発展に関しては最大の成果をあげてきた。⁽¹⁾ そして今日、カリフォルニアのコミュニティ・カレッジは 107校、在学者は 123万 8千人にのぼり(1983年秋学期)、『楽にコミュニティ・カレッジが受けられるという点で、カリフォルニアはアメリカの先進州⁽²⁾』となっている。

コミュニティ・カレッジは住民のための、そして地域社会のための教育機関であることを根本理念として成立し、発展してきている。カリフォルニアのコミュニティ・カレッジはこのような歴史的性格をふまえ、二つの典型的な特色をもっている。

一つは、門戸開放政策(open door admission)，つまり全ての住民に対する中等後教育の開放である。門戸開放政策はコミュニティ・カレッジの特徴中、最も特筆されるものとされているが、この点で“カリフォルニア州は先駆者”⁽³⁾である。

いま一つは、総合制(comprehensiveness)である。総合制とは、コミュニティ・カレッジの教育課程が、基本的に二つの大きな部門、つまり 4年制大学への編入教育と就職のための職業技術教育から成っており、近年には“さらに他の地域奉仕があることを意味している”⁽⁴⁾とする論者もある。この点でもカリフォルニアは先駆者である。

しかし、今日、カリフォルニアの門戸開放政策および総合制について、さらには地域社会の教育機関であることについては次のような問題があり、再検討を迫られている。

“すべての者に等しく機会を提供する努力、コミュニティ・カレッジがすでにひき受けている諸々の機能の多さ、地域社会の要請にできるだけ応えようとする絶えざる努力が、かえってコミュニティ・カレッジに危機をもたらしている。”⁽⁵⁾

本稿は、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジにおける門戸開放政策と総合制という二つの理念について、おおよその時期区分をたてつつ、その形成と問題点を考察するものである。

1. 理念の成立 1900—1960

コミュニティ・カレッジの今日における諸理念は、その歴史の最初から既成のものとして存在していたというより、短期大学運動およびコミュニティ・カレッジ運動が展開される中で自覚され、形成された歴史的所産というべきであろう。

門戸開放政策および総合制についていえば、短期大学に関する全米で初めての立法であるカリフォルニア州の1907年法は、短期大学の任務としては州立大学の前期課程のコースと同様なコースを提供することを規定するだけであり、また、入学できる者も高校卒業生に限っており、この時点では二つの理念は公的には成立していなかった。

しかし、総合制に関してであるが、まもなく編入教育は短期大学学生の4分の3の要求をみたすものではないことが明白になり、1917年に法律が改正された。ここで“短期大学の教育課程は、カリフォルニア大学の2年修了資格を取得するために要求される学習コース、および、その他機械技術・工業技術の訓練、家計、農業、公民教育、商業のコースのような中等学校委員会が置くことを助言できると評価しうるものでなくばならない”⁽⁶⁾と規定され、短期大学の任務は4年制大学への編入教育のほかに職業技術教育が追加され、総合制の理念はまず、実現したのである。そして以来、特に職業教育は着実に発展し、1930年代において短期大学生の80%は4年制大学に進学しない者で占められるに至った。

門戸開放政策は、総合制のように早く明文上実現される形をとらなかつたが、徐々にその内実を拡充していった。まず1917年法は、短期大学の入学資格者を青年だけでなく、成人にも広げた。そして以後、成人は編入教育や職業教育を受けることができるようになり、また他に、就職、進学にかかわりなく余暇を利用して現代文学、美術または科学に親しむこともできるようになった。カリフォルニアの短期大学はこの新しい成人教育との関わりを次第に深めてゆき、たとえば1937年から1938年の間には21の公立短期大学は合計して11,944人の成人を受け入れている。これは全短期大学生の約40%にあたつた。

その後1947年に発表された「ストレイヤー報告」は、それまでに形成されたコミュニティ・カレッジの既念を発展させ体系化し、カリフォルニアのコミュニティ・カレッジ運動に大きな影響を与えた。「ストレイヤー報告」は、州議会がカリフォルニア州の高等教育について調査を委嘱した「ストレイヤー委員会」により作成されたものである。

これにより短期大学の門戸開放政策が初めて明白に述べられた。つまり、青年のみならず全ての成人に対して平等に高校卒業後教育の機会を提供することは、短期大学の重要な任務というのである。

さらに総合制に関しては「ストレイヤー報告」は、短期大学が果たさなければならない教育課程として(1)完成教育、(2)一般教育、(3)進路指導および学生指導、(4)編入教育、(5)成人教育、(6)低学力の克服（補習教育）を挙げている。⁽⁷⁾この提言はきわめて卓見であり、つまり体系的かつその後の発展を先取りしていた。

ただ、1955年のカリフォルニア州教育法典にはコミュニティ・カレッジの教育課程として(1)編入教育、(2)職業技術教育および(3)成人教育が挙げられている(第10,602条)⁽⁸⁾。1917年法に比較すると成人教育が追加されている。これは「ストレイヤー報告」の理想には及ばないが、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジの総合制はさらに大きく前進したことがうかがえる。

また同教育法典は門戸開放政策について、短期大学の校長は高校卒業生のほか、“18才をこえる者でその判断により提供される教育から利益をうけることができるとする者は誰でも短期大学へ入学させなければならない”⁽⁹⁾（第8,821条）と定めており、これは事実上無選抜の、完全な門戸開放政策である。

このようにカリフォルニアにおいては ミュニティ・カレッジの基本的理念、特に門戸開放政策、そして総合制については1950年代には制度上およそ成立したといえよう。

しかし1950年代までコミュニティ・カレッジはその名称が短期大学であったし、短期大学は創設以来高等教育機関ではなく中等教育機関として社会的、制度的には処遇されており、従っておよそ成立したとみられる門戸開放政策、総合制の意義も今日とはその本質を異にしていたということができよう。

2. 理念の確立 1960—1980

コミュニティ・カレッジの意義と理念がこの時期に確立された。それは「カリフォルニア州高等教育基本計画」（以下「高等教育基本計画」と略称する）およびその直後に制定された「ドナヒュー高等教育法」によりおおよそ実現された。

1959年4月、カリフォルニア州教育委員会とカリフォルニア大学理事会とが合同で設置する「合同委員会」は州議会から高等教育についての諮問をうけ、翌年の2月、「カリフォルニア州高等教育基本計画」と題する報告書を通常議会に提出した。

ブラウン州知事は、1960年に特別議会を招集し、この報告書を検討し67の勧告事項に対しては適当な立法措置をとるよう要請した。勧告の一部は1960年の「ドナヒュー高等教育法」によって立法化され、一部は再検討のため一時的に留保された。1966年3月、「高等教育調整委員会」は、「5年後の基本計画」と題する報告書を刊行し、1959年の基本計画における勧告事項の実施の記録をまとめているが、これによれば67の勧告事項については全面的あるいは部分的に実施に移されたものをあわせると60項目に及んでいる。

まずコミュニティ・カレッジの意義であるが、短期大学は、1947年の「ストレイヤー報告」が高等教育機関として認めるよう勧告したこともあるが、久しく制度的には中等教育の一環として位置づけられていた。これに対して「高等教育基本計画」では、短期大学はその地位を引き上げられて高等教育制度の一翼をなす高等教育機関であるべきことが勧告されている。

“カリフォルニア州憲法第IX条に次の新しい条文を追加するよう憲法修正を提案する。すなわち公的な高等教育は、短期大学、州立大学およびカリフォルニア大学によって構成される。各機関は本条に従いそれぞれの分野における卓越性を目標に努力しなければならない”⁽¹⁰⁾（勧告1）。

州議会は、勧告された憲法の修正を承認しなかったが、教育法の一つとして「ドナヒュー高等教育法」を制定した。「ドナヒュー高等教育法」は1976年より教育法典の一部を成しているが、その第66,010条に、コミュニティ・カレッジがカリフォルニア州立大学、カリフォルニア大学、カリフォルニア商船学校とともに公立高等教育を構成することが規定されている。

なお教育法典は、コミュニティ・カレッジを中等学校および公立初等中等教育制度の一部としても規定している（第66,700条）。しかしこれと公立高等教育の一部としての役割の食い違いは、見かけ上のもの、技術的なものにすぎない。それはコミュニティ・カレッジが州学校基金と連邦政府の職業教育助成金が引き続き受けられるようにするためである。⁽¹¹⁾

1967年に短期大学の管理運営機関は州政育委員会から独立した。スティルン法により、カリフォルニア州短期大学管理委員会と管理委員会事務局が創設されたのである。これにより短期大学は、初等中等教育制度から全州的に分離することになった。

第2に、1970年に短期大学の名称が立法上廃止されて、コミュニティ・カレッジの名称がこれに代ることとなった。そもそも短期大学がコミュニティ・カレッジと呼ばれる例はかなり早い時期の1930年代にすでに見ることができるが、一般的な表現ではなかった。さらに後、1947年に「高等教育に関する大統領委員会」が新しい短期大学のあり方をコミュニティ・カレッジと呼び、以来この用語が以降に広く使用されるようになったのである。

カリフォルニアの場合コミュニティ・カレッジは名称変更によりその地域的性格が鮮明にされ、地域のあらゆる要請に応えて発展する理念的契機を確保することになった。

さて、まず門戸開放政策であるが、「高等教育基本計画」は資格をもつ者全てに対して高等教育の機会を具体的に保障する趣旨をもっていた。そして同時に高等教育の水準を確保するためカリフォルニア大学およびカリフォルニア州立大学への入学について次の勧告を行ない、コミュニティ・カレッジについては特別な勧告を行なわなかった。

“前期課程への入学要件を実質的に高めるために州立大学はカリフォルニア州公立高校の全卒業生の上位3分の1（33½パーセント）から、そしてカリフォルニア大学は上位8分の1（12½パーセント）から新規入学生を選抜する”⁽¹²⁾（勧告8）。

このことは「高等教育基本計画」はコミュニティ・カレッジが新しく高等教育制度に組織化された後にも、当時の教育法典の規定に従い、つまり、高校卒業生およびその他18才に達した者で、短期大学が提供する教育から利益をうける能力を有する者の全てに引き続いわば完全な門戸開放政策を維持することを意味している。

現在、教育法典はコミュニティ・カレッジへの入学について、コミュニティ・カレッジ

学校区の管理機関（理事会）は高校の卒業証書か、またはこれと同等のものを有する者に對しては誰にでも入学を許可しなければならないこと、そしてさらに理事会は有資格の見習労働者、および18才以上で“提供される教育から利益を受けることができる者”を入学させることができることを規定している（第76,000条⁽¹³⁾）。これは従前の門戸開放政策をいくぶん限定的に修正する表現であるが、実際的にはあまり変りはないものである。

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジの管理委員会も、1976年に採択した『根本理念と目標の声明』の中で、いわば完全な門戸開放策をうたっている。すなわち“上質のコミュニティ・カレッジ教育を受ける平等の機會”が掲げられており、これは年齢、性別、人種または祖先を問わず、経済的、文化的または肉体的条件を問わず、過去の学歴を問わず、地理的位置を問わず、カリフォルニアの資格ある全ての人々に保障される”ことを確認した（資料1）。

以上要するにカリフォルニア州はコミュニティ・カレッジを高等教育への最も開かれた門として確立することをとおして、高等教育機関への全員入学あるいはその住民化を実現したということができよう。

次に総合制についてであるが、「高等教育基本計画」は次のような勧告を行なったが、これも実施され、「ドナヒュー高等教育法」に含まれることになった。

“(前略) 短期大学は第14学年をこえない程度において、次の1または2以上の教育を提供しなければならない。

- (a) より高度の教育機関への編入を目的とする標準的な大学課程
- (b) 職業につくための職業的・技術的分野の教育
- (c) 一般教育または教養教育

これらの分野の学習は人文準学士または理学準学士の取得と結びつくことができる。
(後略)⁽¹⁴⁾ (勧告2)。

現在、「ドナヒュー高等教育法」(「教育法典」)はコミュニティ・カレッジの任務を次のように規定している。

“公立のコミュニティ・カレッジは大学の第2学年までの、しかもこれをこえてはならない教育を提供しなければならない。これらの機関は人文準学士および理学準学士を授与することができる。

その教育内容は次のものを含むがこれに限定されない。他の高等教育機関に編入することを目的とする標準的な大学課程、就職のための職業技術教育、一般教育または教養教育および地域奉仕活動” (第66,701条⁽¹⁵⁾)。

なお地域奉仕活動は1974年に新しい任務として追加されたものである。

この他にも教育法典は許容される教育課程を規定している。なお1976年に採択されたカリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会の『根本理念と目標の声明』は、カリフォルニア全体に存在し、変化しつつある教育に対する社会の要求および人々の志向に応

えるため、多様なプログラムを提供することを述べている（資料1）。

今日、コミュニティ・カレッジの教育課程はきわめて広汎にわたる。しかも教育法典の広い大綱は教育課程に優先順位を付するものではないし、コミュニティ・カレッジが提供する教育内容の特定部分を強調するものではない。ここに、コミュニティ・カレッジは地域のあらゆる要請に応えてゆくべきとする、総合制の極限的な実現がみられる。

3. 理念の動搖：1980年以来現在

近年、コミュニティ・カレッジをめぐる内外の状況には著しい変化があらわれ、これに伴いコミュニティ・カレッジの理念も大きく動搖するに至っている。

現在、カリフォルニアのコミュニティ・カレッジが当面する問題は、次の全米的な問題と共に通ではないかといわれている。

“コミュニティ・カレッジが地域社会に根差した生涯学習センターとなり、公的助成をうけて地域社会の誰に対しても、事実上あらゆる教育活動を提供することを望む学長が多く存在する。このような学長の主なねらいは収容人員を最大にしつつ、つまりその奉仕する学校区の人々に占める割合を最大にしつつ、授業料はできるだけ低廉にすることである。

これに対し州当局は次第に、収容人員を頭打ちにしたり、あるコースや活動を廃止したり、その他色々な手段により財政的義務を制限しようとする”⁽¹⁶⁾。

実際に1984年にカリフォルニア州では、そのコミュニティ・カレッジ史上初めて授業料を徴収することが、州の財政難を理由に法的に決定された。

一般に無償のコミュニティ・カレッジ制度に対する阻害要因として、社会的支持の不足、財政上の制約、有能な指導者の不足、コミュニティ・カレッジの基本的な使命についての理解の完全な欠如などが挙げられる。⁽¹⁷⁾ カリフォルニアの場合にもこれらの要因が全てみられる。この場合、コミュニティ・カレッジの基本理念の動搖が全阻害要因の集約的表現であり、財政難の問題はその客観的前提であり、帰結である。

かくして今日、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジはその使命と任務が大きく問われているが、根本的問題は、“望ましいサービス活動および学生の収容の限界”に関する。つまり門戸開放政策と総合制の再検討の問題である。というのも門戸開放政策の結果、コミュニティ・カレッジはますます多くの、しかも能力の多様な学生を収容することになったからである。たとえば学生の中には入学し不十分な学力のため課業をこなせない者、授業に十分ついて行けるが単位取得を望まない者が多く存在するし、他方学位や上級学校編入の単位取得を目的とする大学程度のコースで教育を受けることを望む者も存在する。そして多様な学生の能力と目的に応えるべく沢山のプログラムが開発される。ここに大きな批判が生ずるのである。

留意すべきは門戸開放政策それ自体は原則として問題ないことである。1983年12月9日、

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会はコミュニティ・カレッジの使命について政策声明文を採択したが（以下『使命声明』と略称する），ここでも入学について門戸開放政策を維持することが再確認されている。問題は門戸開放政策を原則とし，いかにこれを実質化するか，またいかに修正するかということである。前者について管理委員会の『使命声明』は，“開かれた機会に対する責任を履行するに際して大学は，学問的水準と学生の成績を，教育課程の評価のみならずふさわしい学力評価，進路指導，教育，追跡活動により増進させなければならない”（資料2）を述べている。また後者については，教育相談によるコースへの割り振りや何らかの方法による入学選抜という提言が一部にある。

総合制については管理委員会の『使命声明』は，コミュニティ・カレッジ学校区が任務とする教育分野を述べており，義務的な任務と許容される任務とを区別している。義務的な任務は編入教育，職業教育，準学士を与える教育，職業に早くつくための資格付与教育，一般教育および学生援助活動（教育相談，試験，就職指導，経済援助など）である。許容される任務は補習教育，継続教育・地域社会教育，地域奉仕活動などである（資料2）。このように総合制については，その内容について優先順位を付けることが提案されているこれは理念の限定的修正である。

ところでカリフォルニアのコミュニティ・カレッジが確立した門戸開放政策および総合制の理念は，万人に高等教育の機会を保障するというアメリカ人の理想を背景に，コミュニティ・カレッジが住民と地域社会の要請にできるだけ応えようとする不断の運動から形成されたものである。これら二つの理念の今日的動搖は，実はこのコミュニティ・カレッジ運動に胚胎するものである。つまりコミュニティ・カレッジが真に住民のためのもの，そして地域社会のためのものであろうとするならば，それは徹底した門戸開放政策をとり，⁽¹⁹⁾徹底した総合制であることが必然的に要請されよう。しかしこれを保障する歴史的条件が未だ熟しておらず，あるいは客観的条件，特に財政的条件が備わっていなければ、その理念は動搖せざるをえず，限界を付けざるをえないであろう。

現在，コミュニティ・カレッジはそのあり方に色々腐心しているところであり，それはたとえばロサンゼルス・コミュニティ・カレッジ学校区では “Educational Needs, Goals and Resources: Planning Issues for the Los Angeles Community Colleges, 1984-89” という印刷物の作成・発行という形であらわれている（1984）。しかし根本的にはカリフォルニア住民の理想・意識が問われているといえよう。つまり草の根民主主義の決断の問題である。コミュニティ・カレッジ運動の伝統と遺産をどう継承し，発展させるか。これはカリフォルニアの市民に最近負わされている重く，大きな課題である。

資料1⁽²⁰⁾

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会による根本理念と目標の声明（1976年1月，採択）（仮訳）

根本理念

カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジは地域別に管理される中等後教育機関であり、それは、社会はそこに住む全ての人々が生涯にわたる学習の機会を有するときに利益をうけるという原理に獻げられるものである。このため、カリフォルニア州のコミュニティ・カレッジは職歴の累進、職業技術の向上、および職業再訓練の機会を提供することを委託されており、それは文化的なもの、社会的なものおよび自己認識を拡張するために充分な範囲の学問的コースを伴なっている。

さらにコミュニティ・カレッジ学校区は、趣味の涵養、市民性の形成およびレクリエーション活動の機会を紹介し、これを提供することも認められている。もっともこの場合は州の資金は与えられず、地域の資金（および、または）各自の負担金によりまかなわれるものもあるだろう。すでに知られている知識は学生が取得しうるものとされているし、そして学生はその知識を利用して自己理解を深め、他人との人間関係の質を向上させるよう、励まされる。

この理念に基づきコミュニティ・カレッジ学校区は、広く多様な良質の教育的奉仕を、地域の大学、構外の学習施設および地域奉仕活動をとおして提供する。各大学は単位および資格を授与する認可団体であり、総合的な構成の、すなわち(a)一般教育または教養教育、(b)就職相談および職業またはこれにかわる生涯の目標にふさわしい教育、(c)学生の成長と福祉を助成する活動、および(d)地域社会の各人に広く多様な知的・文化的な企画を提供する。

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会は州全体の指導性と方向性を地方学校区とコミュニティ・カレッジのために示し、そして両者がカリフォルニアの中等後教育制度における不可欠な要素としてたえざる発展をとげることを保障するものである。この指導性は各学校区の計画と必要を地方・州および連邦の機関と結合することにより、また全州にわたる政策の計画、統合および管理により達成されるが、他方、コミュニティ・カレッジ行政においては許される最大限の地方自治および地方統制が維持され継承されるものとする。

目 標

この根本理念に伴ない、管理委員会は次のような、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジの全州の目標の達成を推奨し、促進する。

- 上質のコミュニティ・カレッジ教育を受ける平等の機会。これは年齢、性別、人種または祖先を問わず、経済的、文化的、または肉体的条件を問わず、過去の学歴を問わず、地理的位置を問わず、カリフォルニアの資格ある全ての人々に保障される。
- 学問的自由の確保。これは検討する問題に関連する全ての思想をもれなく探求することによって教育の権威を維持するためである。

- 優秀な教職員の育成。
- 人的・物的資源の効果的利用。
- 地域社会の資源の広汎な利用。これは人々の多様な要求、関心および能力に対応するために大学の拡張的な教育施設を発展させつつ、伝統的な建物、敷地または大学施設を拡大することを意図するものである。
- 多様なプログラム、教育方法およびサービス。これは教育に対する社会の要求および人々の志向がカリフォルニア全体に存在し、変化しているのでこれに応えるためである。
- 州基金の各学校区に対する効果的かつ公正な分配。
- 認可、自己評価および他のふさわしく、地方ごとに決定される手段によって責任ある業績評価を行なうこと。
- 改革的かつ創造的発展を奨励するような政策。これは将来の予測に基づくもので、大学の奉仕活動の提供および地域社会の資源の利用によって行なわれるものである。
- 全ての教育機関およびその他の団体同志の効果的な協力と計画策定。これは全ての人々のために能率的な方法により利用しやすい教育を実現するためである。
- カリフォルニア・コミュニティ・カレッジの関連する全ての部門が時宜をえた協議を行なうこと。その結果大学の計画と要求は州および連邦の機関とぴったりと一体となって接合し、また州の政策は地方の学校区および大学に効果的に伝達される。

資料2⁽¹⁾

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会の全州的な使命（1983年12月9日、採択）（仮訳）

管理委員会は、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジの役割が門戸開放の機関であり、それは大学の伝統を継承し「カリフォルニア州高等教育基本計画」の規定を遵守するものであることを再確認する。コミュニティ・カレッジのためのこの使命に関する声明は、管理委員会が教育法典第71,023条に下記のように述べられた役割を果たすことを援助するためのものである。

“立法府の意図は、カリフォルニア・コミュニティ・カレッジ管理委員会が州の公立高等教育制度において不可欠かつ有力な要素であるコミュニティ・カレッジの継続的発展のために指導性を發揮し、方向性を明示しなければならないというところにある。管理委員会の業務はいかなるときにもコミュニティ・カレッジ行政において最大限許容されるまで地方自治と地方統制を維持・継続させることを目指さなければならない。”

また、この声明の下に横たわるものは公立のコミュニティ・カレッジは下記のものを含むがこれに限定されなければならない教育内容を提供し、そして準学士号を授与する権限を有するという、「高等教育基本計画」の趣旨である。

“他の高等教育機関に編入することを目的とする標準的な大学課程、就職のための職業

技術教育，一般教育または教養教育，および地域奉仕活動”。

管理委員会は、コミュニティ・カレッジの活力と生命力は州の計画性と指導性の枠内で、地方の理事会が州全体のみならず地方の要求に合致した大学行政を行なう責務を負う事実に由来することを認める。

管理委員会は州全体の優先順位を設定し、これらの優先順位がこれに対する学校区の対応と管理委員会により評価されると共に地方の学校区の計画の中に組み込まれるのを確実にすることを主要な責任と認める。かくして全州的な使命の声明は評価と計画のために、そして管理委員会が指導性と方向性に対する責任を全うするために使用することが可能となる。

学習の自由(Access)

カリフォルニア・コミュニティ・カレッジへの入学は、成人、高校卒業生およびその他コミュニティ・カレッジの教育から利益をうけることができると法律により認められた者に開かれている。コミュニティ・カレッジは開かれた入学の機会を提供する独自のかつ歴史的責任を負っており、これは人種、民族・出身国籍、性別、年齢、心身障害、性的嗜好また学歴、あるいはその他の不合理な差別の原因とは無関係である。コミュニティ・カレッジが学習の自由に対する責任を果たす場合、教育課程の評価のみならず、ふさわしい学力評価、進路指導、教育、追跡活動により学問的水準と学生の成績を向上させなければならない。

任 務

編入教育

コミュニティ・カレッジ学校区は、他の高等教育機関および高等学校と綿密かつ継続的に提携する編入プログラムを提供するものとする。

職業教育

コミュニティ・カレッジ学校区は、学生に初級の職業、昇進、転職の準備を施す職業プログラムを提供するものとする。これらのプログラムは上級の職業訓練を提供する第2番目の職業プログラムと職業教育機関と提携するものとする。

準学士号

コミュニティ・カレッジは、職業・技術プログラムと教養プログラムにおいて準学士号を提供するものとする。

資格・免許プログラム

コミュニティ・カレッジ学校区は、すみやかな就職にいたる、また継続的な再就職の教育のための資格・免許プログラムを提供するものとする。

一般教育

コミュニティ・カレッジ学校区は、準学士号プログラムに寄与するための、そして（または）知識、技術および社会的態度を拡大するためのコースを提供し、分析的能力および批判的思考を発達させ、そして複雑な社会に効果的に参加するために教育的、科学的および文化的分野における生涯学習への関心を育成するものとする。

学生援助活動 (Student Services)

コミュニティ・カレッジ学校区は学生の成長の個別的な要求に応えるために学生援助活動を提供するものとする。代表的な活動は次のとおりである。

入学問題における援助、財政援助、および就職斡旋。学生の発達をはかる診断テスト、評価および監護。学習相談、職業相談および学生の教育に関する個別的相談、他の高等教育機関および高等学校との連携。学生の自主的活動。

補習教育および基礎学力教育

コミュニティ・カレッジ学校区は、コミュニティ・カレッジ程度のコースやプログラムに対して準備を必要とする学生のために、補習教育および基礎学力教育を提供することが望ましい。代表的な活動は次のとおりである。

教育上の障害をもつ学生に対する補習コース。学習上特別な問題をもつ学生に対する能力開発コースおよび（または）プログラム。個々の学生の学力上の要求にこたえて提供する診断的・処方的なプログラム。

継続教育および地域社会教育

コミュニティ・カレッジ学校区は、教育法典第84,711条に基づき、そして地方の任務画定の同意に合致した次のような州および地方の要求に効果的に対応する単位非取得のクラスを提供することが望ましい。

育児、これは親と協働する保育園・幼稚園、子どもの成長と発達および親子関係のクラスを含む、および育児実習のクラス。

初等学校および中等学校の基礎学力およびその他のコースまたはクラス。これにはたとえば読むこと、算数および言語科目における補習的な教養コースまたはクラスがある。

第2母国語としての英語。

移民のための公民教育。

重症心身障害者のための教科目。

就職率がよい短期の職業教育の教科目。

高齢者教育の教科目。

家政学の教科目。

健康教育、安全教育。

この分野は、前掲の領域において提供される現行の単位取得プログラムのいずれにも該当するとか、累を及ぼすとか、解釈されてならない。

提携プログラム (Joint Programs)

コミュニティ・カレッジ学校区は企業、産業界、労働組合および行政官庁との提携プログラムに参加することを奨励される。

地域奉仕活動

コミュニティ・カレッジ学校区は受講料を徴収してあるいは他の（非公共的な）地域団体の援助をえて、下記のものを提供することが望ましい。

趣味のコース。

実務界および専門職集団を対象とするクラス。

レクリエーションのコース。

地域社会の行事および文化的事業。

市民文化会館的機能および市民会館的機能。

〔注〕

(1) ニール・J・スメルサー「カリフォルニア三層構造とその調整」ジェイムズ・A・パーキンス編、『明日の高等教育』原一雄訳（研究社、1976年）所収、29頁。

(2) Richard H. Simpson, *The Neglected Branch: California Community Colleges* (Sacramento, 1984), p.23.

(3) D.リースマン『大学の実験』荒木泰子訳（みすず書房、1973）、19頁

(4) エドモンド・グレイザー著『コミュニティ・カレッジ』中沢次郎訳編（明治図書、1973）、46頁。なお総合制のとらえ方については色々ある。たとえばイールズは“準備的であること、普及的であること、完成的であること及びガイダンスの4つ”を挙げている(W. C. イールズ著『ジュニア・カレッジ論』渡辺彰《目黒書店、1951年》，9頁)。“準備的であること”とは編入教育、“完成的であること”とは職業技術教育をいう。また、ニューヨーク州では“a.一般教育、b.編入教育、c.職業教育、d.成人教育・継続教育、e.学生指導・カウンセリング”とされている(Robert Palinchak, *The Evolution of the Community College* (Metuchen, 1973), pp. 146-147)。つまり総合制は編入教育と職業技術教育を二大

要素とし、次第に他の要素、つまり成人教育、学生指導・カウンセリング、今日では補習教育、地域奉仕活動などをも併有するものへと発展してきている。なお、『コミュニティ・カレッジのすぐれた特性として規定した2部門構成のカリキュラムが、一部の4年制カレッジや市立の総合大学《ユニバーシティー》にもみられることは否定できない』（ジェームス・レイノルズ「コミュニティ・カレッジにおける教育目的と教育課程の変革」アール・J・マッグラス編『大衆のための大学』清水義弘監訳《東大出版会、1969年》，155頁）。

- (5) ジャネット・ルール「アメリカにおける短期大学生の特徴と新しい実験」喜多村京子訳『現代の高等教育』221号、1981年6月号、38-39頁。
- (6) Merton E. Hill, *The Functioning of the California Public Junior College* (Berkley, 1938), p.10.
- (7) Carl G. Winter, *History of the Junior College Movement in California* (Sacramento, 1964), p.21.
- (8) Burton R. Clark, *The Open Door College* (New York, 1960), p.44.
Monroe E. Deutsch, Aubrey A. Douglass, and George D. Strayer, *A Report of a Survey of the Needs of California in Higher Education*, Berkley (University of California Press), 1948, pp. 5-6.
- (9) Clark, op. cit., p. 45.
- (10) The Master Plan Survey Team, *A Master Plan for Higher Education in California 1960-1975* (Sacramento, 1960), pp. 1 - 2 .
- (11) Simpson, op. cit., p. 9 .
- (12) The Master Plan Survey Team, op. cit., p. 4 .
- (13) Bion M. Gregory, *Education Code* (North Highlands, 1981), p.1798.
- (14) The Master Plan Survey Team, op. cit., p. 2 .
- (15) Gregory, op. cit., p.1628.
- (16) California Postsecondary Education Commission, *Missions and Functions of the California Community Colleges* (Sacramento, 1981), p. 4 .
- (17) レイノルズ、前掲『大衆のための大学』157頁。
- (18) California Postsecondary Education Commission, op. cit., p. 3 .
- (19) 参照、Palinchak, op. cit., p.126.
- (20) Board of Governors, California Community Colleges, *Community College Five-Year Plan 1977-1982* (Sacramento, 1977), pp. 45-46.
- (21) Board of Governors of the California Community Colleges 発行のちらし (1-4頁)。

昭和60年4月10日受理